

利用上の注意

- 1 平成 24 年経済センサス活動調査（総務省統計局）は、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 23 年 1 年間の数値、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。

なお、平成 26 年経済センサス基礎調査（総務省統計局）は、売上（収入）金額、費用等の経理事項の調査を実施しておらず、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項のみの調査であり、平成 26 年 7 月 1 日現在の数値である。

- 2 平成 28 年経済センサス活動調査（総務省統計局）は、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 27 年 1 年間の数値、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成 28 年 6 月 1 日現在の数値である。

なお、平成 30 年 2 月 1 日現在において、調査結果を順次公表中のため、今回の作成に当たり平成 28 年経済センサス活動調査確報結果を反映した業種は、「製造業」のみである。

- 3 平成 23 年工業統計調査（京都市）は、従来の「工業統計調査」結果との時系列比較を可能にするため、平成 24 年経済センサス活動調査（総務省統計局）の製造業確報結果の調査票情報を京都市が独自集計したものである。

なお、この集計結果の数値は、平成 24 年経済センサス活動調査の調査時点が 2 月 11 日現在であり、従来の工業統計調査の調査時点が 12 月 31 日であることなどから、厳密には「工業統計調査」の数値と接続しない。

また、平成 28 年経済センサス活動調査（総務省統計局）の数値は、調査時点が平成 28 年 6 月 1 日であり、従来の工業統計調査（経済産業省）の調査時点が、12 月 31 日であることから、厳密には、「工業統計調査」の数値と接続しない。

「 χ 」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としている。

- 4 平成 24 年経済センサス活動調査（卸売業、小売業に関する集計）（総務省統計局）は、以下の事業所について集計したものであり、「商業統計調査」の集計対象とは異なるため、「商業統計調査」との比較に当たっては集計対象が異なることに留意する必要がある。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

- 5 「卸売業」及び「小売業」の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の数値については、下記の 4 つの統計から目的別に利用している。

① 総務省統計局「平成 26 年経済センサス基礎調査」

全ての事業所を対象に調査した集計であり、政令市間の事業所数、従業者数及び従業員規模別の事業所数の比較に利用。

② 総務省統計局「平成 24 年経済センサス活動調査（卸売業、小売業に関する集計）」

商業の売上（収入）金額等が得られた事業所の調査結果を集計したものであり、年間商品販売額、売場面積の比較に利用。

③ 京都市「平成 24 年経済センサス活動調査（卸売業，小売業）」

総務省統計局「平成 24 年経済センサス活動調査」の卸売業，小売業の数値を京都市が独自に集計したものであり，京都市の事業所数，従業員数，年間商品販売額の時系列及び業種別（中分類，小分類，細分類）の比較に利用。京都市独自集計のため，②の数値とは異なる。

④ 京都市「京都市の商業 平成 26 年商業統計調査結果報告」

京都市の卸売業，小売業に関する集計。③と同様に京都市の事業所数，従業員数，年間商品販売額の時系列の比較に利用。調査対象等の違いから，③の数値と厳密には接続しない。